株式会社開発紙業
機密文書リサイクルサービス利用約款

第一条　（適用範囲）

1. この約款は、株式会社開発紙業が運営する機密文書リサイクルサービス「機密くん」（以下「本サービス」といいます。）に適用されます。
2. この約款に定めのない事項については、法令または、一般の慣習に基づきます。
3. 当社は、前一項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約（オプション）の申し込みに応じる事があります。

第二条　（定義）

1. この約款において、「本サービス」とは、顧客より排出される機密文書（以下「文書」といいます。）を次項の専用ボックスに収納し、その内容物の機密を厳重に保持した上、当社の溶解処理工場で溶解処理する役務のことをいいます。
2. この約款において、「専用ボックス」とは、当社が指定した顧客が文書を収納する専用のダンボール「機密くんボックス」のことをいいます。
3. この約款において、「文書入り専用ボックス」とは、顧客が文書の処理を当社に委託するため、自己の排出する文書を収納し、当社が指定するシールで封印した、専用段ボール箱をいいます。
4. この約款において、「専用封印シール」（以下「シール」といいます。）とは、顧客が梱包した文書入り専用ボックスに収納し、専用ボックスを開封記録が残る強粘着の封印シールをいいます。
5. この約款において、「専用ポスト」とは、顧客の事業所に常時設置されるスチール製のポスト「機密くんポスト」のことで、専用ボックスを収納、保管し、溜まった文書を厳重に保持することを用途とする当社指定のポストのことをいいます。
6. この約款において、「溶解処理証明書」とは、本サービスにより文書の溶解処理が完了したとき、その事実を証するため、当社から交付される所定の書面をいいます。
7. この約款において、「専用袋」とは、顧客の事業所より排出される、シュレッダー機で裁断された文書の紙片を収納する専用のポリ袋「機密くんエコバッグ」のことをいいます。

第三条　（専用ボックスに関する事項）

1. 当社は、文書を収納し梱包するための専用ボックスを、本サービス利用の顧客に引渡すことより、料金を収受します。
2. 専用ボックスの料金支払い方法は原則、現金のみとし、専用ボックスを顧客に届けた際に、商品と引替となります。当社は収受した料金の割戻しは致しません。
3. 専用ボックスには、本サービス利用に関する以下のものを同梱することとします。
   ① 集荷依頼書
   ② 封印シール

第四条　（荷物の引渡しに関する事項）

1. 顧客は、文書を専用ボックスに収納し梱包の後、封印を施して、当社に連絡のうえ、引渡しするものとします。
   依頼時の連絡必要事項は、次に掲げる各号になります。
   ① 顧客の社名又は名称
   ② 顧客の会社住所
   ③ 顧客の電話番号
   ④ 顧客の部署、担当者名
   ⑤ 梱包物の個数
   ⑥ 連絡日
   ⑦ 溶解処理証明書発行希望の有無
   ⑧ 封印シールにナンバリングされた管理ナンバー
   ⑨ 搬出エレベーターの有無
2. 当社は、顧客より本サービスによる引渡しを受けたときは、梱包された専用ボックスの内容が第七条第一項に該当するものでないことを確認したうえで、次条の受取証を発行します。

第五条　（受取証）

1. 受取証は複写式で、次の第一号から第八号までを当社にて記載したものことをいいます。
   ① 顧客の社名又は名称
   ② 当社の名称及び住所、問い合わせ窓口電話番号
   ③ 荷物受取日
   ④ 管理ナンバー
   ⑤ 梱包数
   ⑥ その他、本サービスに関する必要な事項

第六条　（梱包）

1. 顧客は、本サービスに対応する第四条第一項に規定する梱包をしなければなりません。
2. 当社は、文書を収納した専用ボックスの梱包が本サービスに適さないときは、顧客に対し、必要な梱包を要求するものとします。

第七条　（混入禁止）

1. 顧客は、専用ボックスに文書以外のものを収納しないものとし、特に次に掲げる第一号から第九号の物品（類似物品を含むものとします。）を文書に混入してはならないものとします。
   ① トレーシングペーパー
   ② ビニール製ファイル
   ③ 紙製でない綴じ紐
   ④ ダブルクリップ
   ⑤ 金属製バインダー
   ⑥ スプリング式ノート
   ⑦ 記憶媒体（CD、フラッシュメモリ、SDカード、CD等）その他紙以外の材質のもの
2. 次の物品においては、例外として混入してもよいものとします。
   ① ホッチキス
   ② ゼムクリップ
3. 当社は、前項第一項に該当する混入禁止物品が、収納或いは混入されている恐れがあるときは、顧客の同意を得て、その立会いの上で当該専用ボックスを開梱し、点検することができます。

第八条　（引受けの拒否）

1. 当社は、次に掲げる第一号から第八号の事由に該当する場合、本サービスに関する引受けを拒否することがあります。
   ① 本サービスの申込みが、この約款によらないものであるとき。
   ② 本サービスの申込みに際して、顧客が自社名又は名称の虚偽の申告をしたとき並びに社名・名称を明かさなかったとき。
   ③ 顧客が第七条第三項の規定による点検の同意を与えないとき。
   ④ 梱包の移送に適さないとき。
   ⑤ 本サービスに関し、顧客から別途保証契約など特別の負担を求められたとき。
   ⑥ 公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
   ⑦ 梱包が、第六条第一項に規定する混入禁止物品であるとき。
   ⑧ 天災その他やむを得ない事由があるとき。

第九条　（専用ボックス以外の容器の処理について）

1. 顧客は、専用ボックス以外の容器に入れた文書に対し、本サービスを希望する場合は、その旨をサービス申込み時に伝え、処理する箱数に応じた金額を梱包物の回収・引渡し時に支払うものとします。
2. 当該梱包物の処理に関する料金支払い方法は、現金のみとし、本サービスの回収・引渡し引替となります。
3. 当該梱包物の本サービス利用に関しては、本約款の専用ボックスを当該専用ボックス以外の容器と読み違えて、同じく本約款が適用されるものとします。

第十条　（専用ポスト設置に関する事項）

1. 文書入り専用ボックスを収納、保管し、厳重に保持することを用途とした鍵付きのポストを、本サービス利用の顧客より使用したい旨の連絡があったとき、当社は販売もしくは有料にて貸出すこととします。
2. 専用ポストの販売もしくは貸出にかかる料金支払い方法は、現金、振込み、小切手を可能とします。銀行振り込みの場合は、未締めの翌月末日までに支払うものとし、その場合の振り込み手数料は顧客の負担とします。当社は収受した料金の割戻しは致しません。
3. 貸出した専用ポストの乗損、滅失等による損害について、顧客に損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、当該容器に構造上の問題、欠陥が生じていたときは、この限りではありません。

第十一条　（専用ポスト貸出の禁止事項）

1. 顧客は、貸出した専用ポストを本サービス以外の用途に使わないこととし、次の第一号から第五号の事由を行わないこととします。
   ① ポスト内に溜った文書を、当社以外の機密文書リサイクルサービスに排出、利用すること。
   ② 専用ポストを、その用途以外で使用すること。
   ③ 粗暴に扱うこと。
   ④ 断りなく改造を施すこと。
   ⑤ 他に貸出すこと。
2. 前項の禁止事項に応じられない場合、本サービスの中断を申し出ることがあります。このとき、収受した料金等の割戻しは致しません。

第十二条　（専用ポストの返品、交換）

1. 当社は、顧客の事業所に販売もしくは貸出した専用ポストに、構造上の問題、欠陥があると連絡を受けたときは、速やかにそれを交換します。
2. 前項の規定による返品、交換にかかる費用は、すべて当社の負担とします。
3. 前項第一項の規定に該当しない顧客側の理由による返品にかかる費用は、都度当社の環境、顧客で協議して、決定するものとします。

第十三条　（専用袋）

1. 当社は、シュレッダー機により裁断された文書の紙片を収納するための専用袋を、本サービス利用の顧客に引渡すこととし、料金を収受します。
2. 専用袋の料金支払い方法は原則、現金のみとし、専用袋を顧客に届けた際に、商品と引替となります。当社は収受した料金の割戻しは致しません。
3. 専用袋は、裁断された紙片を収納する用途としてのみ扱い、それ以外のものを混入してはならないものとし、顧客は専用袋に文書のまま収納を行わないこととします。
4. 本サービスの回収業務の効率化を図るため、集荷は顧客の一事業所につきまとめて二袋以上の分となります。尚、専用袋以外の、顧客にて用意したシュレッダー紙の梱包袋の回収は、初回のみ引き受けます。
5. 専用袋は文書の梱包容器ではないため、本サービスの各条項の取決めには含まれず、損害賠償の対象外となります。

第十四条　（回収日時）

1. 当社は、文書入り専用ボックスの引渡し依頼を受けた際、顧客の利益を害しない限り次項の事由により申込み順と前後させ、回収する日時を入れ替えることがあります。
2. 前項の規定において、当社は顧客の有益を第一義に、同地区ごとに回収を行うなど走行経路を定めて、回収業務の効率を高めることとします。

第十五条　（取扱い対象地域）

1. 本サービスを利用することができる地域は、静岡市、焼津市、藤枝市とし、部山間部など当社運搬車が進入に難渋する地域、或いは当該市を越えた範囲に関しては、当社と顧客で協議して決定するものとします。

第十六条　（指図）

1. 顧客は、当社に対し、梱包物の運搬の中止、返送、転送について指図することができます。
2. 前項に規定する顧客の権利は、安全管理上の理由から、文書入り専用ボックスが当社の溶解処理工場に運び込まれた時点で消滅します。
3. 第一項に規定する指図に従って行う処分に要する費用は、顧客の負担とします。

第十七条　（指図に応じない処置）

1. 当社は、運搬上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、顧客の指図に応じないことがあります。
2. 当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を顧客に通知します。

第十八条　（工場への持ち込み）

1. 顧客が、文書入り専用ボックスを当社の溶解処理工場へ自ら運搬、持ち込みをして溶解処理を依頼する場合、当社は優先的に受け入れします。
2. 前項の持ち込み、運搬に関しては、運搬にかかる費用は顧客の負担とし、その処理にかかる費用は優遇します。

第十九条　（溶解処理証明書）

1. 当社は、文書の梱包物の溶解処理が完了した際、事前に集荷依頼記載項目にて証明書発行を申し出ていた顧客に対しては、別途費用にて溶解処理証明書を交付するものとします。
2. 溶解処理証明書発行にかかる料金の支払い方法は現金のみとし、当社が文書の梱包物の引渡しの際に収受します。
3. 当社は、収受した料金の割戻しは致しません。

第二十条　（溶解処理の立会い）

1. 顧客が本サービスを利用するにあたり、自ら排出した文書が溶解処理されるまで見届けたい旨を申し出た場合に限り、当社は溶解処理工場への受け入れをし、立会いを認めることとします。
2. 前項において、立会いを申し出た顧客が余に多く、溶解処理工場が非常に混雑すると判断した場合、当社は作業の安全性とそれぞれの顧客の機密性を考慮し、その受け入れを断ることがあります。
3. 第一項の規定による立会い時の、当社溶解処理工場までの交通にかかる費用は、顧客の負担とします。

第二十一条　（事故時の対応）

1. 当社は、梱包物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を顧客に通知します。
2. 当社は、文書入り専用ボックスに著しい棄損を発見したとき、またはまもなく梱包物を受けてから溶解処理するまで、著しく日数を要してしまうと判断した場合、遅滞なく顧客に対し相当の期間を定め、梱包物の処分につき指図を求めます。
3. 当社は前項の場合において、指図を待っいとまがないとき、又は当社の定めた期間内に指図がないときは、顧客の有益を第一義に梱包物の運搬中止、返送、転送等の適切な処分をします。
4. 当社は前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を顧客に通知します。
5. 当社は、第二項の規定にかかわらず梱包物の運搬に支障が生ずると判断した場合には、顧客の指図に応じないときがあります。
6. 前項の規定により指図に応じないときは、当社は遅滞なくその旨を顧客に通知します。
7. 第二項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、梱包物の乗損又は遅延が顧客の責任による事由によるときは顧客の負担とし、その他のときは当社の負担とします。

第二十二条　（混入禁止物品の処分）

1. 当社は、文書の梱包物が第八条第一項第七号に該当するものであることを運搬中に知ったときは移送を中止し、その他損害を防止するための処分を運搬中に知ったときは移送を中止し、その他損害を防止するための処分を運搬中に知ったときは移送を中止し、その他損害を防止するための処分を